

厚生文教常任委員会
条例審査資料

子育て支援課

施設型給付の概要と仕組み

新制度で創設された「施設型給付」の概要と仕組み、さらに給付対象となる施設・事業の認定区分や、給付内容を紹介します。

■子ども・子育て支援法の仕組み

新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化しています。

施設型給付

認定こども園(4類型)、幼稚園、保育所を対象とした財政支援



認定こども園 0～5歳

幼保連携型*

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

*幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける等、制度改善を実施。



幼稚園

3～5歳



保育所

0～5歳

*新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成及び就園奨励費補助を継続します。

地域型保育給付

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援



小規模保育

家庭的保育

居宅訪問型保育

事業所内保育

*いずれも原則 0～2歳



POINT 施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間(1号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	●教育標準時間*	幼稚園
		認定こども園
保育(2号)認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育(3号)認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	●保育短時間 ●保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となります。

認定こども園4類型の比較

認定こども園の4類型の比較について、主なものを紹介します。

■認定こども園 4類型毎の比較

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的 性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置 主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人*1	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭*2 (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 ※ただし、教育相当時間以外の保育に從 事する場合は、保育士資格が必要 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望まし いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事 の提供義務 自園調理が原則・調理室の設 置義務(満3歳以上は、外部 搬入可) ※ただし、参酌基準のため、各都道府県 の条例等により、異なる場合がある。
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができます。



保育士資格及び幼稚園免許状取得の特例について

幼保連携型認定こども園では、原則、保育教諭(幼稚園教諭+保育士資格)を置くこととされていますが、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進するため、保育士資格及び幼稚園免許状の取得の特例(保育所又は幼稚園における実務経験を評価することにより、もう一方の免許・資格取得に必要な単位数などを軽減)が設けられています。

※新制度施行から5年間の特例です。

清水町保育所条例（改正後全文）

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき保育の必要性のある乳児、幼児、その他の児童（以下「児童」という。）の保育施設として町立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。

（名称、位置及び定員）

第2条 保育所の名称、位置及び定員は次のとおりとする。

名称	位置	入所定員
清水町立第一保育所	清水町北2条1丁目12番地	120人
清水町立第二保育所	清水町南3条8丁目11番地	80人

（職員）

第3条 保育所に所長、その他必要な職員を置く。

（保育の実施）

第4条 保育の実施は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定に基づき、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

（時間外保育の実施）

第5条 町長は、前条に定める基準により保育を実施している児童を対象に、当該児童の保護者の申請を認めた場合において通常の利用時間以外の時間に保育する事業をすることができる。

（一時保育の実施）

第6条 町長は、第4条の規定によるほか、法第24条の規定による保育の実施の対象とならない就学前の児童を一時的に保育する事業（以下「一時保育」という。）を実施することができる。

2 一時保育の定員は、1施設において1日につき5人とする。

（入退所）

第7条 児童を保育所に入所させようとする保護者は、規則の定めるところにより所定の手続をしなければならない。また退所するときも同様とする。

（保育料の額）

第8条 第4条から第6条に定める基準により保育を実施している児童を対象とした保育料については、清水町特定教育・保育施設等の利用者負担金条例（平成 年清水町条例第 号）の定めるところとする。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年11月1日より適用する。

附 則（昭和40年7月1日条例第22号）

この条例は、昭和40年7月1日から施行する。

附 則（昭和46年3月29日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月24日条例第12号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年7月1日条例第17号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月28日条例第2号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月24日条例第20号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第9号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月18日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月24日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月26日条例第18号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月26日条例第5号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月26日条例第15号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月25日条例第17号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月25日条例第6号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月27日条例第11号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日条例第4号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年12月21日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年6月17日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成7年9月8日条例第18号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、「0.25」を「0.1」に改める部分の別表の改正規定は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月23日条例第3号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日条例第10号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月24日条例第42号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月18日条例第47号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月11日条例第43号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年1月31日条例第1号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月22日条例第34号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年1月31日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月25日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の一時保育料から適用し、施行日前の一時保育料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月26日条例第14号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月29日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則 (平成26年9月29日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日条例第12号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第9号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月29日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (平成X年X月X日条例第X号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。